

公益社団法人世田谷法人会 青年部会規約

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人世田谷法人会青年部会（以下「青年部会」という）と称する。事務局を公益社団法人世田谷法人会（以下「この法人」という。）事務局に置き、事務はこの法人の事務局が代行する。

(組 織)

第2条 青年部会は、この法人の会員のうち原則として50歳以下の者をもって組織する。

(目 的)

第3条 青年部会は、法人会の「青年部会のあり方と育成の指針」に則り、研修会、親睦交流等を通じて次代を担う経営者としての資質向上を図り、この法人の行う事業活動に積極的に参画し、この法人の活動の充実と活性化に寄与することを目的とする。

(活 動)

第4条 青年部会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 部会員の資質の向上を図るための研修会及び見学会等を行い、相互の啓発を図る。
- (2) この法人の主催する各種事業のPRを積極的に行い、その目的を達成するよう努力する。
- (3) 地区活動を活発に行い、会員の増強運動を支援する。
- (4) 部会員の親睦を図るため、レクリエーション等を行う。
- (5) 地域産業と地域社会の発展に貢献する事業その他の目的を達成するために必要な事業を行う。

(役 員)

第5条 青年部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 委員長・副委員長 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計監事 2名以内

2 部会長は部会員1名を理事に推薦することができる。

3 副部会長は、部会長の職務を補佐し、部会長に支障があるときは、部会長の指示によりその職務を代行する。部会長の指示がない場合は、あらかじめ定められた順位又

は副部会長相互の協議により代行者を決する。

(役員を選任)

第6条 第5条の役員は部会員により互選して、部会長はこの法人の会長が委嘱し、副部会長・委員長・副委員長・幹事・会計監事は部会長が委嘱する。

2 部会長はこの法人の常任理事を兼ねるものとする。

(役員任期)

第7条 部会長の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 部会長以外の役員任期は、部会長の任期を越えない範囲で、部会長が定めるものとする。

(顧問、相談役、参与)

第8条 青年部に顧問、相談役、及び参与を置くことが出来る。

2 顧問、相談役、及び参与は、青年部会役員会の推薦により、部会長がこれを委嘱する。

3 顧問、相談役、及び参与は、部会長の諮問に応じ、部会長に建議、助言することが出来る。

(年次報告会)

第9条 青年部会年次報告会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。必要がある場合は、臨時報告会を開催することが出来る。

2 年次報告会は、部会長が招集する。

3 年次報告会は、出席者の過半数の同意を得て、議決する。

(役員会)

第10条 役員会は必要に応じ、随時部会長が招集する。

(議長)

第11条 青年部会の年次報告会及び役員会の議長は、部会長がこれにあたる。

(会計)

第12条 青年部会の経費は、この法人の会計より支出される青年部会活動補助金から支出する。但し、特別な事業に必要な費用は、その都度役員会において定めた臨時会費を徴収し、これに充てる。

(会計年度)

第13条 青年部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規約の改廃)

第14条 この規約の改廃は、青年部会年次報告会で出席者の過半数の同意を得て、この法人の理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規約は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 本規約は、令和6年7月17日から施行する。
- 3 本規約に定められていない事項についてはこの法人の定款を準用する。